

沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画について

< 目的 >

発達障害児(者)の早期の発達支援のためには、発達障害児(者)のライフステージを通じて一貫した支援システムの構築が重要であり、関係機関、住民等が支援の実態や課題、各々の役割等について共通の認識をもち、連携して支援体制を構築することが重要である。そのため、県、市町村、民間団体等が各々の役割を認識し、地域における一貫した支援システムを構築することで、発達障害児(者)とその家族を支援していくために「沖縄県発達障害児(者)支援体制整備計画」を策定した。(平成21年8月13日県知事決裁)

< 内容 >

(1) 基本方針

発達障害児(者)全てのライフステージにおいて、関係者が連携し、必要な支援を継続的に提供できる体制の整備
発達障害者支援センター、市町村、県、直接処遇者等の役割の明確化
発達障害者支援センターを中核機関とした、関係機関等との連携体制の構築

(2) 実施計画

計画性、実践性を重視する観点から、年次目標を明示
計画期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間
(3年目まで実施する事業を「前期事業」、5年目まで実施する事業を「後期事業」とする。)
発達障害者支援センターを中核機関とし、地域支援体制及び広域特別支援連携協議会と連携する一貫した支援体制の構築
センターに設置する連絡協議会の意見を踏まえ、支援体制整備委員会における定期的な事業実施状況の評価

< 関係機関 >

県福祉保健部(障害保健福祉課、国保・健康増進課、青少年・児童家庭課、児童相談所、知的障害者更生相談所、総合精神保健福祉センター、福祉保健所、発達障害者支援センター)、県教育委員会(県立学校教育課、義務教育課、総合教育センター)、
県観光商工部(雇用労政課)、県総務部(総務私学課)、県病院事業局、市町村、各福祉サービス事業所、民間団体 等

<パブリックコメントの募集について>

本計画（案）の策定にあたっては、県民意見提出制度（パブリックコメント制度）に基づき、県民から意見を募集した。

- ・意見募集期間：平成21年6月11日から平成21年7月10日
- ・意見提出件数：112件(12人・5団体)

提出された主な意見

- ・各機関が連携して切れ目のない一貫した支援システムを作ってほしい。
- ・関係機関の役割を明確に示してほしい。
- ・福祉と教育の連携を図ってほしい。
- ・早期発見、早期支援のための医療体制を充実してほしい。
- ・計画の実施状況、体制整備委員会議事録等の情報を公表してほしい。

沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画

（平成21年8月13日沖縄県知事決裁）

はじめに

発達障害児（者）の支援については、早期発見、早期の発達支援が最も重要であることは、広く共通して認められているところであり、平成20年8月に、国の社会保障審議会障害者部会が示した「発達障害者支援の推進に係る検討会報告書」においても同様の趣旨が示されている。

早期の発達支援のためには、発達障害児（者）のライフステージを通じて一貫した支援システムの構築が重要であり、そのためには、関係する機関、住民等が支援の実態や課題、各々の役割等について共通の認識をもち、連携して支援体制を構築することが重要であると考えらる。

発達障害児（者）の早期発見のための取り組みとしては、乳幼児健診や保育所等の集団生活の中での支援員等による気づきがある。平成19年度の乳幼児健診における精神発達面有所見率は、1歳半健診が2.1%、3歳児健診が3.6%となっており、また、学齢期では3.4%の児童生徒が特別支援を必要としているとの結果が関係機関の調査により示されているところであるが、これらの数値については、今後発達障害児の発達特徴の理解が進むにつれて支援を要する児童の数が変動する可能性がある。また、発見後の対応については、各市町村に統一したシステムはなく、発達障害児及びその家族を支援するための地域における体制は十分に機能しているとはいいがたい状況にある。

そういう状況において、沖縄県においては、平成19年2月に相談支援の拠点機関として「沖縄県発達障害者支援センター」を設置し、「相談支援」「発達支援」「就労支援」「普及啓発・研修」等の事業を実施しているところであり、今後とも、拠点機関としての機能を強化するとともに、市町村等と連携し、地域における一貫した支援システムを構築していくこととしている。

診断できる医療機関の確保や支援を行う人材の育成についても、早急な対応が求められており、計画性、実効性のある推進体制を構築していく必要がある。

以上の状況や発達障害者支援法の規定を踏まえ、県、市町村、民間団体等が各々の役割を認識し、地域における一貫した支援システムを構築することで、発達障害児（者）とその家族を支援していくために「沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画」を策定する。

本計画の実施にあたっては、県教育委員会が所管する「沖縄県広域特別支援連携協議会」との連携体制を確立することとする。

1. 発達障害の定義について

発達障害の定義については、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）の定めによるものとする。

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令に定めたものをいう。

【発達障害者支援法施行令】（平成17年政令150号）

第1条 発達障害者支援法第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

【発達障害者支援法施行規則】（平成17年厚生労働省令81号）

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

2. 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会について

(1) 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会は、県における発達障害児の実態把握、県の支援計画の作成、今後の支援体制整備等について検討することを目的として設置する。

(2) 構成員は、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野、学識経験者、当事者団体等とする。

(3) 役割は、

県内のニーズや体制整備の状況等を勘案し、圏域の支援体制整備のモデル地域を選定

圏域での成果を検証のうえ、県の望ましい支援体制を検討し、県全域に成果を普及させる。

圏域での成果の検証に当たっては、「沖縄県発達障害者支援センター」から実情等について聴取する。

県教育委員会所管の「広域特別支援連携協議会」と発達支援、人材育成等において役割認識を持ち、密接な連携を図る。

毎年度、最低2回開催し、支援体制における計画、実施の課題、取り組む方向等について検討、提言を行う。

(4) 事務局は、福祉保健部障害保健福祉課に置く。

(5) その他、県の庁内推進体制として、福祉保健部障害保健福祉課、国保・健康増進課、青少年・児童家庭課、観光商工部雇用労政課、総務部総務私学課、教育委員会、病院事業局等からなる共同体制を構築する。

3. 発達障害者支援センターの位置づけについて

- (1) 発達障害者支援センターは、発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害児（者）及びその家族から相談に応じ、適切な指導または助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域の総合的な支援体制の整備を推進し、もって発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。
- (2) 発達障害児（者）に対する総合的なサービスのあり方を検討するため、センターに福祉、保健、医療、教育、就労の関係機関及び療育等支援事業を実施している施設、市町村及び当事者団体等からなる連絡協議会を設置し、定期的を開催する。
- (3) 研修計画に基づき、発達障害の理解を促進するための普及啓発研修、及び関係施設、関係機関並びに県、市町村の担当職員に対する支援に必要な人材育成研修を実施する。

4. 沖縄県発達障害児（者）支援体制整備計画（平成21年度～平成25年度）

平成20年8月29日に国が発表した「発達障害者支援の推進にかかる検討会報告書」によると、発達障害者支援の基本的な考え方に基づいて、発達障害者支援に係る現在の課題について、次の2つの観点から整理している。

当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

一人一人の発達障害者とその家族に対して、発達障害に気づく段階から適切な支援を受ける段階まで切れ目のない支援体制を整備することが大切であるとの観点

発達障害者支援に関わる者の役割と課題

様々な立場から関わる者の役割を整理し、一人一人に必要な支援が生活全般にわたる領域から受けられるようにすることが大切であるとの観点

このことについては、本県においても同様の現状、課題が認められることから、この2つの観点を踏まえ、支援体制整備計画を策定する。

(1) 基本方針

発達障害のある人に対して、全てのライフステージにおいて、必要な支援を様々な分野の関係者が共通の視点に立って連携をとりながら、継続的に提供できる体制の整備を促進する。

発達障害者支援を推進する際には、支援に関わる者が求められる役割を把握し、その支援を行うという意識を持つことが重要であることから、直接処遇職員、発達障害についての専門的な支援を行う者、発達障害者支援センター、市

町村、県それぞれの役割を明確にする。

推進体制については、沖縄県発達障害者支援センターを中核機関として、各関係機関等との連携体制を構築して推進する。

(2) 実施計画

支援体制の整備にあたっては、計画性、実践性を重視する観点から、年次目標を明示する。

計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間を目途とし、3年目まで実施する事業を「前期事業」、5年目まで実施する事業を「後期事業」として実施計画を策定する。

実施にあたっては、沖縄県発達障害者支援センターを中核機関とし、地域及び圏域における地域支援体制及び広域特別支援連携協議会と連携して一貫した支援体制を構築する。

事業実施状況の評価については、センターに設置する連絡協議会の意見を踏まえ、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会において定期的に行い、事業の見直しに意見する。

(詳細は別表)

5. 発達障害児(者)支援に関する人材育成計画について

発達障害児(者)の支援体制において、人材が果たす役割は大きい。発達障害を診断、診察できる医師の確保、早期発見及び早期の相談、療育支援を担う直接支援員の確保及び育成が緊急な課題となっている。このため、県では、地域において、発達障害児(者)に対して一貫した支援体制を担う人材の確保を計画的に推進する観点から、発達障害者支援体制整備計画とは別に人材育成計画を策定することとし、実際の支援にあたっては、両計画を連動して進めることとする。

(別表)

基本機能	前期事業 (3年目まで)	後期事業 (5年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割			連絡協議会等連携会議の開催
			県	発達障害者支援センター	市町村等	
早期発見等	乳幼児期	左の実施状況、課題等を分析し、必要に応じて対応を見直して実施	・市町村に対する健診方法、体制等の指導、支援(国保・健康増進課、福祉保健所) ・市町村の意見を踏まえた問診票の見直し、マニュアルの作成等に関する検討(県小児保健協会と連携) ・宮古、八重山における乳幼児専門健診(福祉保健所)	・市町村保健師に対する研修(離島を含む)	・受診率向上の対策推進 ・乳幼児の健診体制の充実及び確実なフォローアップ体制の構築 ・問診票の見直し、マニュアルの作成等に関する検討(県と連携)	・センターにおいて連絡会議を定期的に行い、専門性のある総合的な支援を推進する。 ・関係者による情報交換会を随時開催し、課題と対応策を共有する。 ・県医師会、県小児保健協会、県社会福祉士会等に対し、適宜情報を提供し、課題の共有化を図る。
			・市町村、福祉サービス事業所(相談、児童デイ等)職員等への研修 ・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課) ・圏域自立支援協議会による体制整備(障害保健福祉課、福祉保健所) ・市町村自立支援協議会、要保護児童対策協議会の運営に対する支援(障害保健福祉課、青少年・児童家庭課、児童相談所、福祉保健所) ・市町村が行う相談支援に対する助言(児童相談所、福祉保健所)	・市町村、福祉サービス事業所(相談、児童デイ等)職員等に対する研修、助言(離島を含む) ・圏域自立支援協議会への参加 ・市町村の行う相談支援との連携(離島を含む) ・障害児等療育支援事業と連携した療育支援	・乳幼児期における相談窓口の確立 ・健診部門と相談支援部門の連携体制の確立 ・自治体内における関係機関(公・民)の連携体制の確立 ・自立支援協議会、要保護児童対策協議会等を活用した相談支援体制の整備 ・住民に対する普及啓発	
			・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課) ・親子ふれあい事業(北部離島)(福祉保健所)	・障害児等療育支援事業と連携した療育支援 ・市町村の早期療育に対する支援(研修、助言)(離島を含む)	・早期療育(親子教室、親子通園等)の実施 ・健診から相談支援への連携体制の確立	
			・保育士への研修 ・保育所に対する助言等(児童相談所、福祉保健所)	・保育所等の巡回指導の実施(障害児等療育支援事業とも連携)(離島を含む) ・保育士への研修(離島を含む)	・障害児保育等の実施 ・健診、相談支援部門と保育部門の連携体制の確立 ・保育士に対する普及啓発、研修	
			・障害児等療育支援事業による機関巡回指導の実施(障害保健福祉課)	・専門的な機関指導(保育所、幼稚園、児童デイ、親子通園等)の実施(障害児等療育支援事業と連携)(離島を含む) ・関係機関職員に対する研修(離島を含む)	・保育所巡回指導の実施	

(別表)

基本機能		前期事業 (3年目まで)	後期事業 (5年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割			連絡協議会等連携会議の開催
				県	発達障害者支援センター	市町村等	
早期発見等	乳幼児期	・医療機関の確保及び連携	・医療機関の確保及び連携	<ul style="list-style-type: none"> ・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の構築 ・医療機関に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・センターにおいて連絡会議を定期的に開催し、専門性のある総合的な支援を推進する。 ・関係者による情報交換会を随時開催し、課題と対応策を共有する。 ・県医師会、県小児保健協会、県社会福祉士会等に対し、適宜情報を提供し、課題の共有化を図る。
	学齢期	・地域相談支援体制の構築	左の実施状況、課題等を分析し、必要に応じて対応を見直して実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村(福祉、教育)、福祉サービス事業所(相談、児童デイ等)、放課後クラブ職員等への研修 ・障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課) ・圏域自立支援協議会による体制整備(障害保健福祉課、福祉保健所) ・市町村自立支援協議会、要保護児童対策協議会の運営に対する支援(障害保健福祉課、青少年・児童家庭課、児童相談所、福祉保健所) ・市町村が行う相談支援に対する助言(児童相談所、福祉保健所) ・市町村教育委員会、学校に対する助言(総合教育センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村(福祉、教育)、福祉サービス事業所(相談、児童デイ等)、放課後クラブ職員等に対する研修、助言(離島を含む) ・圏域自立支援協議会への参加 ・市町村の行う相談支援との連携(離島を含む) ・障害児等療育支援事業と連携した療育支援 ・総合教育センターと連携した相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・学齢期における相談窓口の確立 ・福祉部門(児童、障害)と教育部門の連携体制の確立 ・自治体内における関係機関(公・民)の連携体制の確立 ・自立支援協議会、要保護児童対策協議会を活用した相談支援体制の整備 ・放課後児童クラブにおける発達障害児の利用機会の確保 ・住民に対する普及啓発 	
		・機関巡回指導等の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等療育支援事業による機関指導の実施(障害保健福祉課) ・特別支援教育体制推進事業の実施(教育委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な機関指導(幼稚園、学校、児童デイ等)の実施(障害児等療育支援事業と連携)(離島を含む) ・関係機関職員に対する研修(離島を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児等療育支援事業、支援センターが行う巡回指導等への協力 	
		・医療機関の確保及び連携		<ul style="list-style-type: none"> ・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の構築 ・医療機関に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供 	

(別表)

基本機能	前期事業 (3年目まで)	後期事業 (5年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割			連絡協議会等連携会議の開催	
			県	発達障害者支援センター	市町村等		
相談支援	全期共通	左の実施状況、課題等を分析し、必要に応じて対応を見直して実施	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、福祉サービス事業所(相談、児童デイ等)職員等への研修 障害児等療育支援事業の実施(障害保健福祉課) 圏域自立支援協議会による体制整備(障害保健福祉課、福祉保健所) 市町村自立支援協議会、要保護児童対策協議会の運営に対する支援(障害保健福祉課、青少年・児童家庭課、児童相談所、福祉保健所) 市町村が行う相談支援に対する助言(児童相談所、福祉保健所) 市町村教育委員会、学校に対する助言(総合教育センター) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、福祉サービス事業所(相談、児童デイ等)、放課後児童クラブ職員等に対する研修、助言(離島を含む) 圏域自立支援協議会への参加 市町村の行う相談支援との連携(離島を含む) 障害児等療育支援事業と連携した療育相談 総合教育センターと連携した相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児期における相談窓口の確立 健診部門と相談支援部門の連携体制の確立 自治体内における関係機関(公・民)の連携体制の確立 自立支援協議会、要保護児童対策協議会等を活用した相談支援体制の整備 住民に対する普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 関係者による情報交換会を随時開催し、課題と対応策を共有する。 定期的な関係者会議の構築 	
			<ul style="list-style-type: none"> 障害児等療育支援事業による機関指導の実施(障害保健福祉課) 特別支援教育体制推進事業の実施(教育委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な機関指導(保育所、幼稚園、児童デイ、親子通園、学校等)の実施(障害児等療育支援事業と連携)(離島を含む) 関係機関職員に対する研修(離島を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 障害児等療育支援事業、支援センターが行う巡回指導等への協力 		
			<ul style="list-style-type: none"> 支援体制モデルの構築及び全県への普及 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域別課題の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体内における相談支援体制のあり方に関する検討 		
			<ul style="list-style-type: none"> 当事者ニーズの把握及び対応した情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との情報交換による当事者ニーズの把握 関係機関等に対する相談支援に関する情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者ニーズの把握 関係機関等に対する相談支援に関する情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> 住民の理解促進 当事者ニーズの把握及びサービスに関する情報提供
			<ul style="list-style-type: none"> 複雑困難な事例への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域自立支援協議会による対応策の検討(障害保健福祉課、福祉保健所) 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等他機関と連携した複雑困難な事例への対応 圏域自立支援協議会の活用 		<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会を活用した対応
			<ul style="list-style-type: none"> 生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業の実施(障害保健福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> 圏域自立支援協議会を通じた市町村、福祉サービス事業所等への助言 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス事業所、自立支援協議会等を活用した生活支援の実施 地域生活支援事業の実施

(別表)

基本機能	前期事業 (3年目まで)	後期事業 (5年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割			連絡協議会等連携会議の開催	
			県	発達障害者支援センター	市町村等		
発達支援	乳幼児期	左の実施状況、課題等を分析し、必要に応じて対応を見直して実施	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の構築 ・医療機関に関する情報提供	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供	・地域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供	・医療、保健、福祉(保育、障害等)、教育の療育方針の共有化など連携体制の強化 ・医師確保に向けた県関係機関連絡会議の設置	
			・保育士への研修 ・保育所に対する助言等(児童相談所、福祉保健所)	・保育士への研修(離島を含む) ・保育所に対する助言等(離島を含む)	・障害児保育等の実施 ・健診、相談支援部門と保育部門の連携体制の確立 ・保育士に対する普及啓発、研修		
			・障害児等療育支援事業による保育所指導の実施(障害保健福祉課)	・保育所等の巡回指導の実施(障害児等療育支援事業とも連携)(離島を含む)	・保育所巡回指導の実施		
			・療育支援事業の実施	・障害児等療育支援事業と連携した療育支援 ・市町村の早期療育に対する支援(研修、助言)(離島を含む)	・児童デイサービス等の実施促進 ・早期療育(親子教室、親子通園等)の実施 ・障害児等療育支援事業と連携した支援の促進		
			・生活介助支援	・地域生活支援事業の実施(障害保健福祉課)	・福祉サービス事業所、自立支援協議会等を活用した生活支援の実施 ・地域生活支援事業の実施		
			・児童デイサービス等の実施	・児童デイサービス事業開始に関する助言指導	・児童デイサービス職員に対する研修、助言(離島を含む) ・児童デイサービス等の実施促進		
	学齢期	・医療機関の確保 ・学校等巡回指導 ・療育支援事業の実施	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の構築 ・医療機関に関する情報提供	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供	・地域自立支援協議会を活用した医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供	・障害児等療育支援事業、支援センターが行う巡回指導等への協力 ・早期療育(親子教室、親子通園等)の実施 ・障害児等療育支援事業と連携した支援の促進	
				・障害児等療育支援事業による学校指導の実施(障害保健福祉課)	・学校等の巡回指導の実施(障害児等療育支援事業とも連携)(離島を含む)		
				・障害児等療育支援事業と連携した療育支援(離島を含む) ・市町村の早期療育に対する支援(研修、助言)(離島を含む)			

(別表)

基本機能		前期事業 (3年目まで)	後期事業 (5年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割			連絡協議会等連携会議の開催
				県	発達障害者支援センター	市町村等	
発達支援	学 齢 期	・生活介助支援	左の実施状況、課題等 を分析し、必要に応じて 対応を見直して実施	・地域生活支援事業の実施(障 害保健福祉課)	・圏域自立支援協議会を通じた 市町村、福祉サービス事業所 等への助言	・放課後児童クラブにおける発達 障害児の利用機会の確保 ・福祉サービス事業所、自立支援 協議会等を活用した生活支援の 実施 ・地域生活支援事業の実施	・医療、保健、福祉(保育、障害 等)、教育の療育方針の共有化 など連携体制の強化
		・児童デイサービス等の実施		・児童デイサービス事業開始に 関する助言指導	・児童デイサービス職員に対す る研修、助言(離島を含む)	・児童デイサービス等の実施促進	
	・福祉サービス事業所巡回指導等 の実施	・障害児等療育支援事業の実 施		・福祉サービス事業所の巡回 指導の実施(障害児等療育支 援事業とも連携)(離島を含む)	・障害児等療育支援事業、支援セ ンターが行う巡回指導等への協 力		
	・医療機関の確保	・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用し た医療機関との連携 ・県医師会等との連携体制の 構築 ・医療機関に関する情報提供		・医師等に対する普及啓発 ・圏域自立支援協議会を活用し た医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供	・地域自立支援協議会を活用した 医療機関との連携 ・医療機関に関する情報提供	・医師確保に向けた県関係機関 連絡会議の設置	
成人 期	・生活介助支援		・地域生活支援事業の実施(障 害保健福祉課)	・自立訓練(生活訓練)等の実 施促進 ・圏域自立支援協議会を通じた 市町村、福祉サービス事業所 等への助言	・福祉サービス事業所、自立支援 協議会等を活用した生活支援の 実施 ・地域生活支援事業の実施		
就労支援	学 齢 期	・就労移行支援		・障害者職業・生活支援セン ターによる就労移行支援	・関係機関と連携した就労移行 支援	・福祉サービス事業所等と連携し た就労移行支援	・地域自立支援協議会の活用 促進
	成 人 期	・就労移行支援	左の実施状況、課題等 を分析し、必要に応じて 対応を見直して実施	・障害者職業・生活支援セン ターによる就労移行支援、生活 支援 ・関係機関と連携した雇用機会 の創出及び定着支援促進	・関係機関(ハローワーク、障 害者職業センター等)と連携し た就労移行支援、職場定着支 援 ・圏域自立支援協議会を通じた 職場定着支援	・福祉サービス事業所等と連携し た就労移行支援 ・自立支援協議会を活用した職場 定着支援	・定期的な関係者会議の実施
		・職場定着支援					
・雇用拡大の対応							

(別表)

基本機能	前期事業 (3年目まで)	後期事業 (5年目まで)	左記事業の実施主体と関連する役割			連絡協議会等連携会議の開催
			県	発達障害者支援センター	市町村等	
情報発信・普及啓発	・インターネット等を活用した支援情報の提供	左の実施状況及び地域における支援体制の状況等を勘案し、見直しを行い実施	・情報ツールを多様に活用し、発達障害の理解のための普及啓発を推進する。	・情報ツールを多様に活用し、発達障害の理解のための普及啓発を推進する。	・情報ツールを多様に活用し、発達障害の理解のための普及啓発を推進する。	・地域団体等活動との連携 ・連携会議等による情報共有化推進
	・講演会等の開催		・市町村が行う研修への講師紹介等の支援 ・フォーラム等の開催	講演会、研修会の実施	・住民を対象とした講演会等の開催	
	・啓発パンフレット等の作成・配布		・民間団体等の活動紹介等地域支援体制の積極的な広報の展開	・民間団体等の活動紹介等地域支援体制の積極的な広報の展開	・市民相談室等における普及啓発 ・啓発パンフレット等の作成・配布	
	・発達障害児(者)の実態及び課題の把握		・発達障害児(者)の実態及び課題の把握	・発達障害児(者)の実態及び課題の把握	・発達障害児(者)の実態及び課題の把握	
関係機関との連携	・個別事例検討会の実施	左の実施状況及び地域における支援体制の状況等を勘案し、見直しを行い実施	・個別事例検討会への県相談機関(児相、知更相、精神保健福祉センター、福祉保健所)の参加	・市町村が開催する個別検討会等への助言、指導	・地域自立支援協議会等を活用した個別事例検討会の定例開催	・連携会議等による情報共有化の推進
	・関係機関等情報交換会の開催		・庁内における部局横断連絡会議の開催	・センターに設置する専門家、当事者等からなる連絡協議会の定例化	・自立支援協議会等を活用した自治体内連携体制の構築	
	・広域特別教育支援連携協議会、要保護児童支援対策協議会との連携体制		・県自立支援協議会、広域特別教育支援連携協議会との連携体制構築	・広域特別教育支援連携協議会、自立支援協議会、要保護児童支援対策協議会との連携体制の構築	・自立支援協議会、要保護児童支援対策協議会の連携体制構築	
	・支援システム検証のための当事者意向調査		・支援システム検証のための調査	・支援システム検証のための調査	・支援システム検証のための調査	